

計算書類に対する注記(法人全体用)

別紙 1

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物及び構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品-旧定額法及び定額法を採用している
 - ・ソフトウェア-残存価額を零とする定額法を採用している
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金-職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している
 - ・賞与引当金-職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している
- (3) 消費税の会計処理
 - ・消費税の会計処理方法は、税込方式を採用している
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ・リース契約が300万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借方法に準じて行っている

3. 重要な会計方針の変更

該当事項なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・全正規職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している
- (2) 民間退職共済制度
 - ・全正規職員について、広島県社会福祉協議会又は島根県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部(社会福祉事業)
 - 「法人本部」
 - イ 特別養護老人ホーム 清鈴園(社会福祉事業)
 - 「清鈴園本部」
 - 「特別養護老人ホーム 清鈴園」
 - 「老人短期入所生活介護清鈴園」
 - 「老人デイサービスセンター清鈴園」
 - 「老人介護支援センター清鈴園」
 - 「居宅介護支援事業所清鈴園」
 - ウ 廿日市高齢者ケアセンター(社会福祉事業)
 - 「阿品清鈴本部」
 - 「特別養護老人ホーム阿品清鈴」
 - 「老人デイサービスセンター第2清鈴園」
 - 「認知症専用老人デイサービスセンター第2清鈴園」
 - 「老人訪問介護事業所第2清鈴園」
 - 「居宅介護支援事業所第2清鈴園」
 - 「老人介護支援センター第2清鈴園」
 - 「老人短期入所生活介護第2清鈴園」
 - 「障害福祉サービス事業代2清鈴園」
 - エ 廿日市高齢者ケアセンターケアハウスささえ(社会福祉事業)
 - 「ケアハウスささえ」
 - オ 広島キリスト教社会館保育事業(社会福祉事業)
 - 「広島キリスト教社会館本部」
 - 「広島キリスト教社会館保育所」
 - 「放課後児童健全育成事業広島キリスト教社会館学童クラブ」
 - 「放課後児童健全育成事業広島キリスト教社会館学童クラブ 第2」
 - 「ひとり親家庭等居場所作り事業広島キリスト教社会館ベースこむぎ」
 - カ 広島キリスト教社会館介護事業(社会福祉事業)
 - 「老人デイサービスセンターかりん」
 - 「老人訪問介護事業所かりん」
 - 「居宅介護支援事業所かりん」
 - 「生活介護事業所かりん」
 - 「広島キリスト教社会館虹カフェ」
 - キ ケアハウスねむの家/湖水園(社会福祉事業)
 - 「ねむの家本部」
 - 「ケアハウスねむの家」
 - 「老人デイサービスセンター湖水園」
 - ク ケアセンター公益事業(公益事業)
 - 「廿日市高齢者ケアセンターb&g廿日市+」
 - 「やすらぎ支援事業」
 - 「人材確保事業」
 - ケ 障害者自活アパートメント亀の里(公益事業)
 - 「障害者自活アパートメント亀の里」
 - コ 広島キリスト教社会館収益事業(収益事業)
 - 「広島キリスト教社会館駐車場」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基) 土地	186,506,495			186,506,495
(基) 建物	795,930,417		40,671,271	755,259,146
合計	982,436,912	0	40,671,271	941,765,641

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

車輛運搬具の処分に伴い、国庫補助金等特別積立金56,716円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

(基) 土地	5,002,131 円
(基) 建物	180,758,128 円
計	185,760,259 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(一年以内返済予定額を含む)	111,309,000 円
計	111,309,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基) 土地	186,506,495		186,506,495
(基) 建物	2,169,507,293	1,414,248,147	755,259,146
土地	8,891,640		8,891,640
建物	206,273,406	103,824,864	102,448,542
構築物	52,551,511	40,329,253	12,222,258
機械及び装置	18,569,623	13,396,436	5,173,187
車輛運搬具	38,091,193	35,443,503	2,647,690
器具及び備品	173,945,353	142,567,639	31,377,714
有形リース資産	4,821,120	1,543,161	3,277,959
合 計	2,859,157,634	1,751,353,003	1,107,804,631

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	139,499,688		139,499,688
未収金	691,587		691,587
未収補助金	2,390,932		2,390,932
未収収益			
立替金	97,760		97,760
合 計	142,679,967	0	142,679,967

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

1 3. 重要な偶発債務

該当事項なし

1 4. 重要な後発事象

該当事項なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当事項なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項なし